

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年度四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市長が別に定める機関による審査）</p> <p>第3条 <u>法第34条第1項</u>の規定による認定の申請又は<u>法第36条第1項</u>の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p>（工事を取りやめる旨の申出）</p> <p>第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（第3号様式）に省令第25条第2項の通知書（<u>法第36条第1項</u>の認定を受けた場合）にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第</p>	<p>（市長が別に定める機関による審査）</p> <p>第3条 <u>法第29条第1項</u>の規定による認定の申請又は<u>法第31条第1項</u>の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p>（工事を取りやめる旨の申出）</p> <p>第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（第3号様式）に省令第25条第2項の通知書（<u>法第31条第1項</u>の認定を受けた場合）にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第</p>

2項の通知書)を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(第4号様式)により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第10条 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書(第7号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第39条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向

2項の通知書)を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(第4号様式)により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第10条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書(第7号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向

上計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（市長が別に定める機関による審査）

第12条 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

（認定しない旨の通知）

第15条 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第16条 市長は、法第42条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

別表第1（第2条の2関係）

区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性	（略）

上計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（市長が別に定める機関による審査）

第12条 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

（認定しない旨の通知）

第15条 市長は、法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第16条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

別表第1（第2条の2関係）

区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性	（略）

能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般財団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

別表第1の3（第4条関係）

区分	図書の種類
第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>法第35条第1項各号</u> に掲げる基準に適合すると認められた場合	（略）
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（ <u>法第35条第1項第1号</u> に基づく基準に適合した等級の評価	（略）

別表第1の3（第4条関係）

区分	図書の種類
第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>法第30条第1項各号</u> に掲げる基準に適合すると認められた場合	（略）
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（ <u>法第30条第1項第1号</u> に基づく基準に適合した等級の評価	（略）

<p>を受けたものに限る。)</p>		<p>を受けたものに限る。)</p>	
<p><u>B E L S</u>に基づく評価書の交付を受けた場合（<u>法第35条第1項第1号</u>に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)</p>	<p><u>B E L S</u>に基づく評価書の写し</p>		
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合</p>	<p>(略)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合</p>	<p>(略)</p>
<p><u>法第35条第2項</u>（<u>法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合</p>	<p>(略)</p>	<p><u>法第30条第2項</u>（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合</p>	<p>(略)</p>

を除く。)

別表第3 (第13条関係)

区分	図書の種類
(略)	
申請に係る建築物が、 <u>法第35条第1項</u> に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	(略)
(略)	
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	(略)
<u>BELS</u> に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）	<u>BELS</u> に基づく評価書の写し
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	(略)

を除く。)

別表第3 (第13条関係)

区分	図書の種類
(略)	
申請に係る建築物が、 <u>法第30条第1項</u> に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	(略)
(略)	
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	(略)
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	(略)

--	--

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条の 3 関係）

（第一面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

四日市市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

備考

第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第1号様式の3から第1号様式の5までを次のように改める。

第1号様式の3（第2条の4関係）

取下げ届

年 月 日

四日市市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

1 提出（申請）した規定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条の3第1項

2 提出（申請）年月日

年 月 日

3 提出（申請）に係る建築物の位置

4 取下げ理由

第1号様式の4（第2条の5関係）

記載事項等変更届				
				年 月 日
<p>四日市市長</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p>下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。</p>				
変 更 の 内 容	建築主等の住 所 氏名・名称	新		
		旧		
	その他の変更	新		
		旧		
適合判定通知書年月 日 番 号 又は 軽微変更該当証明書 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設計者	住所 氏名 電話
主 要 用 途				
建 築 場 所				
変更理由				
受 付 欄	備 考			

第1号様式の5（第5条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書

年 月 日

四日市市長

住 所
報告者（認定建築主）
氏 名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したので報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

四日市市

4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号

住 所

氏 名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

所在地

名 称

(※)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者

工事施工者の名称

建設業許可（ ）第 号

主任（監理）技術者の氏名

所在地

5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- (※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。
- 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書(様式第2号)の写しを添付してください。
- 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届(様式第5号)を併せて届け出てください。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

四日市市長

住所
申出者
氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめるので申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

四日市市

4 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）

有 無

（確認年月日・番号 年 月 日 第 号）

5 工事を取りやめる理由

第4号様式（第7条、第14条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

四日市市長

住所
届出者
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第34条第1項
第36条第1項
第41条第1項
の規定による認定
の申請を取り下げますので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

四日市市

4 取下げ理由

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)